

虐待防止指針

社会福祉法人 倉敷市総合福祉事業団

平成27年 1月 制定

令和 4年12月 改訂

目 次

I 「虐待防止指針」作成の目的	1
II 「虐待防止」の共通理解	1
1 【虐待の定義】	
[児童虐待防止法]	1
[高齢者虐待防止法]	2
[障害者虐待防止法]	3
2 【虐待の禁止】	6
3 【虐待の早期発見等】 【虐待に係る通告・通報】	6
4 【施設従事者等による虐待の防止策】	8
III 「虐待」の当事者 (対象者と虐待を行う可能性がある関係者)	10
IV 事業団の施設・事業と虐待防止3法との関係	10
V 事業団の取り組み	11
1 施設における虐待防止に関する基本的な考え方	11
2 虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会等に関する事項	12
3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針	13
4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針	14
5 虐待発生時の対応に関する基本方針	14
6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	14
7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	14

倉敷市総合福祉事業団虐待防止指針

I 「虐待防止指針」作成の目的

児童、高齢者及び障害者の虐待防止法の趣旨を理解し、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団（以下、「事業団」という。）全体で「虐待防止」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

II 「虐待防止」の共通理解

【虐待防止に関する法律】

○「児童虐待の防止等に関する法律」

（平成12年5月24日法律第82号）（以下、「児童虐待防止法」という。）

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

（平成17年11月9日法律第124号）（以下、「高齢者虐待防止法」という。）

○「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（平成23年6月24日法律第79号）（以下、「障害者虐待防止法」という。）

・・・以下まとめて「虐待防止3法」という。・・・

虐待防止3法に定められている内容（関係分）

・・・各法の条文から抜粋・・・

1 【虐待の定義】

〔児童虐待防止法〕

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

(1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

(4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〔高齢者虐待防止法〕

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(2) 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同上第29項に規定する介護医療員若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第24項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従業者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

〔障害者虐待防止法〕

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第2条第1号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第26項に規定する移動支援事業、同条第27項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第28項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

(2) 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

(2) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。

(4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2 【虐待の禁止】

〔児童虐待防止法〕

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

〔高齢者虐待防止法〕

規定なし

〔障害者虐待防止法〕

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

3 【虐待の早期発見等】 【虐待に係る通告・通報】

〔児童虐待防止法〕

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努

めなければならない。

- 3 第1項に規定するものは、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他に守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〔高齢者虐待防止法〕

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

〔障害者虐待防止法〕

（障害者虐待の早期発見等）

第6条

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に業務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 【施設従事者等による虐待の防止策】

〔児童虐待防止法〕

（注）児童虐待防止法には「施設従事者等による虐待防止策」についての規定はないが、同法第2条（P、I参照）では児童虐待を行う者として保護者（親権を行う者未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）と規定されている。

監護とは監督し、保護することをいい、児童を監護するものには、里親、児童福祉施設の長が含まれることとされている。そのため、この項にかかる児童福祉施設従事者等は保護者に該当すると考えられる。

〔高齢者虐待防止法〕

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。

〔障害者虐待防止法〕

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。

Ⅲ 「虐待」の当事者（対象者と虐待を行う可能性がある関係者）

1 児童（18歳に満たない者）← 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの（児童福祉施設従事者を含む））

2 高齢者（65歳以上の者）← 養護者、養介護施設従事者等

3 障害者（障害者基本法に規定する者）← 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者

IV 事業団の施設・事業と虐待防止3法との関係

- 1 虐待防止3法に規定されている施設・事業
 - ・障がい者デイサービスセンター
 - ・ふじ園
 - ・老人福祉センター
 - ・障がい者支援センター
 - ・ホームヘルプステーション
 - ・居宅介護支援センター
- 2 虐待防止3法の対象者が利用者となる施設・事業
 - ・倉敷ファミリー・サポート・センター
 - ・介護予防事業
 - ・子育て支援事業
 - ・感覚相談事業
 - ・真備健康福祉館（子ども広場）
 - ・倉敷障がい者就業・生活支援センター
 - ・児童館、児童センター

V 事業団の取り組み

1 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」及び「障害者虐待防止法」の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1) 身体的な虐待

(対象者の) 身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 性的な行為

(対象者に) わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的な虐待

(対象者に) 著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の

著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放置

(対象者を)衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、(他の対象者による)1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置その他養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

(対象者の)財産を不当に処分することその他(対象者から)不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会等に関する事項

(1) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の設置

事業団に、虐待の防止のための対策および身体拘束等の適正化のための対策について、事業団全体で取り組むため、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(2) 虐待防止等責任者及び虐待防止等担当者の配置

事業団の各施設及び事業ごとに、虐待の防止、虐待の早期発見、虐待への適切な対応及び虐待の再発防止を図るため、虐待防止等責任者及び虐待防止等担当者を配置する。

虐待防止等責任者は施設長(事業団の組織及び事務分掌規則第5条第4項の施設長(所長, 園長, 館長, 荘長)のことで、以下「施設長」という。)とし、虐待防止等担当者は施設長が任命するものとする。

(3) 委員会の構成及び組織

委員会は、理事長、事務局長、参事、総務課長、健康福祉課長、福祉施設課長、在宅福祉課長及び虐待防止等責任者及び虐待防止等担当者をもって構成し、委員長は、理事長をもって充て、副委員長は、事務局長をもって充てる。

(4) 委員会の所掌事務

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議する。

- ア 虐待防止の啓発について
- イ 虐待の確認及び監視について
- ウ 虐待発生後の検証について

- エ 虐待の再発防止策の検討、実行及び実行後の検証について
- オ 身体拘束等について報告するための様式の整備について
- カ 身体拘束等の事例の集計・分析について
- キ 身体拘束等の適正化案の検討、実施及び実施後の検証について
- ク 前各号の職員への周知徹底について
- ケ 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修について
- コ 前各号に掲げるもののほか、委員長が指示した事項について

(5) 虐待防止等責任者と虐待防止等担当者の職務

ア 虐待防止等責任者は次の職務を行う。

- (ア) 虐待防止等担当者から受け付けた虐待通報の市町村への通報
- (イ) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (ウ) 虐待防止のための当事者との話し合い
- (エ) 虐待内容及び虐待防止対応結果の委員会への報告
- (オ) 当事者及び市町村に対する虐待防止対応結果の報告
- (カ) 身体拘束等の必要性が懸念される事態発生時の委員会への報告
- (キ) 委員会で緊急やむを得ない身体拘束等の必要性が認められた場合の利用者等への説明
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、委員長が指示した事項について

イ 虐待防止等担当者は次の職務を行う。

- (ア) 利用者や職員からの虐待通報の受付
- (イ) 受け付けた虐待通報の市町村への通報
- (ウ) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (エ) 虐待内容等の虐待防止等責任者への報告
- (オ) 身体拘束等の必要性が懸念される事態発生時の虐待防止等責任者への報告
- (カ) 身体拘束等実施時の身体拘束の状況、日々の心身の状態等の観察及び身体拘束等の再検討結果の記録
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、虐待防止等責任者が指示した事項について

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、「社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団虐待防止マニュアル」に基づき、対応する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに倉敷市等に報告するとともに、その要因の除去に努める。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、ホームページに掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。